



富山県災害救助法施行規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

令和元年12月27日

富山県知事 石 井 隆 一

### 富山県規則第63号

富山県災害救助法施行規則の一部を改正する規則

富山県災害救助法施行規則（平成12年富山県規則第63号）の一部を次のように改正する。

別表第1 避難所及び応急仮設住宅の供与の項の1の(3)中「320円」を「330円」に改め、同項の1の(4)中「生活」を「避難生活」に改め、同項の1の(5)中「生活」を「避難生活」に、「に避難」を「で避難生活」に改め、同項の2中「建設型仮設住宅」を「建設型応急住宅」に、「借上型仮設住宅」を「賃貸型応急住宅」に改め、同項の2の(1)のイ中「付帯設備工事費」を「附帯設備工事費」に、「5,610,000円」を「5,714,000円」に改め、同表炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給の項の1の(3)中「1,140円」を「1,160円」に改め、同表被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与の項の3の(1)中「18,500円」を「18,800円」に、「23,800円」を「24,200円」に、「35,100円」を「35,800円」に、「42,000円」を「42,800円」に、「53,200円」を「54,200円」に、「7,800円」を「7,900円」に、「30,600円」を「31,200円」に、「39,700円」を「40,400円」に、「55,200円」を「56,200円」に、「64,500円」を「65,700円」に、「81,200円」を「82,700円」に、「11,200円」を「11,400円」に改め、同項の3の(2)中「6,000円」を「6,100円」に、「8,100円」を「8,300円」に、「12,200円」を「12,400円」に、「14,800円」を「15,100円」に、「18,700円」を「19,000円」に、「9,800円」を「10,000円」に、「12,800円」を「13,000円」に、「18,100円」を「18,400円」に、「21,500円」を「21,900円」に、「27,100円」を「27,600円」に、「3,500円」を「3,600円」に改め、同表被災した住宅の応急修理の項の1中「若しくは半焼し」を「半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け」に改め、同項の2中「584,000円」を「次

に掲げる額」に改め、同項の2に次のように加える。

(1) (2)に掲げる世帯以外の世帯 595,000円

(2) 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 300,000円

別表第1学用品の給与の項の3の(2)中「4,400円」を「4,500円」に、「4,700円」を「4,800円」に、「5,100円」を「5,200円」に改め、同表埋葬の項の3中「211,300円」を「215,200円」に、「168,900円」を「172,000円」に改め、同表死体の処理の項の4の(1)中「3,400円」を「3,500円」に改め、同項の4の(2)中「5,300円」を「5,400円」に改め、同表障害物（災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものをいう。以下同じ。）の除去の項の2中「135,400円」を「137,900円」に改める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

(厚生企画課)

~~~~~  
**告 示**  
~~~~~

**富山県告示第532号**

土地収用法による事業の認定について

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により次のとおり事業の認定をしたので、同法第26条第1項の規定により告示する。

令和元年12月27日

富山県知事 石 井 隆 一

1 起業者の名称

高岡市

2 事業の種類

五位中学校区統合小学校建設事業並びにこれに伴う農業用道路及び農業用水路付替工事

3 起業地

(1) 収用の部分

高岡市柴野内島地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

(1) 法第20条第1号の要件への適合性について

申請に係る事業は、高岡市柴野内島地内の土地を起業地とする五位中学校区統合小学校建設事業並びにこれに伴う農業用道路及び農業用水路付替工事（以下「本件事業」という。）である。

本件事業のうち、五位中学校区統合小学校建設事業（以下「本体事業」という。）は、高岡市が五位中学校区内に所在する既存小学校3校を統合し、新たに小学校を整備するものであり、法第3条第21号に掲げる学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校に関する事業に該当する。

また、本体事業の施行により遮断される農業用道路及び農業用水路の従来の機能を維持するための付替工事（以下「関連事業」という。）は、同条第5号に掲げる地方公共団体が設置する農業用道路及び用水路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性について

起業者である高岡市は、本件事業の施行に必要な予算措置を講じており、本件事業を遂行する十分な意思と能力を持つものと認められる。

したがって、本件事業は法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性について

ア 得られる公共の利益

高岡市は、富山県の北西部に位置し、平成17年11月1日に1市1町（旧高岡市及び西砺波郡福岡町）が合併して誕生した市であるが、少子化の進行や地域住民の年齢構成の変化によって小学校児童数は年々減少しており、学校の小規模化が進んでいる状況である。

また、築後30年以上経過している校舎を有する学校が高岡市全体の8割を超えており、校舎の老朽化といった問題も生じている。

五位中学校区内の千鳥丘小学校、東五位小学校及び石堤小学校においても同様の課題を抱えており、平成27年から令和元年までの児童数及び学級数の推移をみると、高岡市内に存する小学校26校のうち、千鳥丘小学校は学級数の減少率が2番目に高く、東五位小学校は児童数及び学級数の減少率がいずれも3番目に高い状況となっている。

また、石堤小学校は児童数が26校中最も少なく、高岡市内で唯一の複式学級を有する学校となっている。

さらに、各校舎の建築年数をみると、千鳥丘小学校は法定耐用年数である47年を超える築53年、東五位小学校は築43年、石堤小学校は築38年が経過しており、施設や設備の老朽化が著しく、機能性・安全性が低下するとともに維持管理にも多大な経費を要している。

本件事業の完成により、既存小学校の児童が1校に集約されることから、適切な集団教育のために望ましい学校規模を確保することが可能となる。

また、校舎を新しく整備することで、安全・安心かつ快適な教育環境が確保されるとともに、地震等の災害発生時には地域住民の応急避難場所としての機能も発揮できるものと考えられる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は相当程度存すると認められる。

#### イ 失われる利益

本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）及び富山県環境影響評価条例（平成11年富山県条例第38号）により環境影響評価が義務づけられた事業には該当しないが、本件事業の施行に当たっては、低騒音型・低振動型建設機械を使用し、防塵対策として道路への散水を行うなど、地域住民の生活環境に十分配慮することとしている。

また、起業地内には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）における周知の埋蔵文化財及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）により保護のための特別の措置を講ずべき動植物は

いずれも確認されていない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

#### ウ 事業計画の合理性

本件事業に係る起業地の選定については、児童の通学において安全が確保されること、また、校舎の整備に必要な一定の敷地面積が確保できること、などの条件により候補地として五位中学校東側に隣接する2箇所が選定され、各候補地の優劣を社会性・経済性・周辺環境への影響等により比較検討のうえ、最も妥当な候補地が選定されており、その選定は適切なものと認められる。

以上から、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

#### (4) 法第20条第4号の要件への適合性について

##### ア 事業を早期に施行する必要性

平成27年12月に策定された「高岡市立学校規模適正化地区選定計画【第1次】」においても、石堤小学校の複式学級の解消を図ることを最優先とし、五位中学校区の小学校統合に取り組むことを定めており、平成28年5月に設置された五位中学校区内小学校統合協議会でも統合に向けた検討が進められてきたところである。

また、平成29年4月には同協議会から統合の早期実現を要望する意見書が提出されている。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

##### イ 起業地の範囲及び収用の範囲の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲はすべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられており、収用の範囲についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

以上のとおり、本件事業は法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

- 5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所  
高岡市役所

## 富山県告示第533号

保安林の指定予定について

農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和元年12月27日

富山県知事 石 井 隆 一

1 保安林予定森林の所在場所

富山県高岡市手洗野字尾久保19・20の1・佐加野字明後谷1・2（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を富山県庁

及び高岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)

### 富山県告示第534号

保安林の指定予定について

農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第 249号）第30条の規定により告示する。

令和元年12月27日

富山県知事 石 井 隆 一

#### 1 保安林予定森林の所在場所

富山県氷見市西朴木字道谷内38、39の3、日名田字三尾谷内1871、1871の2

#### 2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

#### 3 指定施業要件

##### (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

##### (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を富山県庁及び氷見市役所に備え置いて縦覧に供する。）

### 富山県告示第535号

保安林の指定予定について

農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第 249号）第30条の規定により告示する。



令和元年12月27日

富山県知事 石 井 隆 一

## 1(1) 保安林予定森林の所在場所

富山県高岡市福岡町加茂字北平27、28の1、福岡町三日市字大寺12の1、13

## (2) 指定の目的

土砂の流出の防備

## (3) 指定施業要件

## (一) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

## 2(1) 保安林予定森林の所在場所

富山県氷見市見内字大谷内979、981の1、981の2、982から986まで、988

## (2) 指定の目的

土砂の崩壊の防備

## (3) 指定施業要件

## (一) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を富山県庁並びに高岡市役所及び氷見市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**富山県告示第536号**

保安林の指定について

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

令和元年12月27日

富山県知事 石井 隆 一

## 1 保安林の所在場所

富山県魚津市小川寺字赤岩602の5、602の6、字川内1490、1490の2、1492から1494まで、1499から1505まで、1505の2、1506から1508まで、1509の1、1510から1512まで、1514

## 2 指定の目的

土砂の流出の防備

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を富山県庁及び魚津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**富山県告示第537号**

保安林の指定について

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

令和元年12月27日

富山県知事 石 井 隆 一

1 保安林の所在場所

富山県下新川郡朝日町赤川1から8まで、9の1、入善町横山175、176（次の図に示す部分に限る。）、字下寺川1573の1・1577の1・1578の1・1579の1・1582の1・1584の1・1586の1（以上7筆について次の図に示す部分に限る。）、1574から1576まで、字竹ノ越1599の1（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

潮害の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る立木の伐採を禁止する。

イ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を富山県庁並びに朝日町役場及び入善町役場に備え置いて縦覧に供する。）

富山県告示第538号

指定障害福祉サービス事業の廃止について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第51条第2号の規定により公示する。

令和元年12月27日

富山県知事 石 井 隆 一

指定障害福祉サービスの種類	廃止年月日	事業所番号	申請者		事業所	
			名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地
重度訪問介護	令和2年1月31日	1610200089	社会福祉法人高岡市社会福祉協議会	高岡市清水町1丁目7番30号	社協ホームヘルパーステーション	高岡市清水町1丁目7番30号

## 富山県告示第539号

海岸保全区域の指定についての一部改正について

海岸保全区域の指定について（昭和35年富山県告示第625号）の一部を次のように改正する。

なお、平面図は、富山県農林水産部水産漁港課に備え付け、一般の縦覧に供する。

令和元年12月27日

富山県知事 石 井 隆 一

海岸保全区域の表富山の部水橋漁港海岸の項を次のように改める。

水橋漁港 海岸	水橋地区	<p>1 指定区域</p> <p>基点 419から 432まで順次に結んだ線並びに基点 432から補助点カ、エ、ウ、イ、ア及び基点 419を順次に結んだ線に囲まれた区域と基点 434から 438まで順次に結んだ線並びに基点 438から補助点コ、ケ、ク及び基点 434を順次に結んだ線に囲まれた区域</p> <p>2 基点及び補助点の表示</p> <p>基点 419 富山市水橋魚躬 1,336番地 第 419号 表示杭</p> <p>同 420 同 1,338 同 第 420号 同</p> <p>同 421 同 1,346 同 第 421号 同</p> <p>同 422 同 1,356 同 第 422号 同</p> <p>同 423 同 水橋町 1,018 同 第 423号 同</p> <p>同 424 同 1,034 同 第 424号 同</p> <p>同 425 同 第 425号 同</p> <p>同 426 同 1,054 同 第 426号 同</p> <p>同 427 同 1,170 同 第 427号 同</p> <p>同 428 同 第 428号 同</p> <p>同 429 同 第 429号 同</p> <p>同 430 同 394 同 第 430号 同</p> <p>同 431 同 308 同 第 431号 同</p> <p>同 432 同 第 432号 同</p>
------------	------	---

		同 434	同	水橋辻ケ堂	第 434号	同
		同 435	同		第 435号	同
		同 436	同		第 436号	同
		同 437	同		第 437号	同
		同 438	同		第 438号	同
		補助点ア 基点 419から 348度の方向 108メートルの地点				
		同 イ	同	424から 3	同 120	同
		同 ウ	同	427から 3	同 125	同
		同 エ	同	429から 8	同 103	同
		同 カ	同	432から 33	同 152	同
		同 ク	同	434から 352	同 125	同
		同 ケ	同	436から 357	同 160	同
		同 コ	同	438から 15	同 180	同

~~~~~  
**公 告**  
 ~~~~~

**令和2年度富山県井波木彫刻技能審査の実施**

令和2年度富山県井波木彫刻技能審査を次のとおり実施する。

令和元年12月27日

富山県知事 石 井 隆 一

1 等級の区分

1 級及び2 級

2 審査の期日及び場所

(1) 期日 令和2年2月6日(木)及び同月7日(金)の2日間

(2) 場所 南砺市井波 700番地の 111

井波木彫刻工芸高等職業訓練校

3 審査の方法

学科試験及び実技試験(写生及び彫刻)

4 受験手続

令和2年1月6日（月）から同月15日（水）までに、南砺市北川 733番地（〒932-0226）井波彫刻協同組合に受験申請書を提出すること。

なお、郵送による場合は、令和2年1月15日（水）までの消印のあるもの限り有効とする。

## 5 その他

詳細については、井波彫刻協同組合（電話0763-82-5179）に問い合わせること。

## 物品等の売却に係る一般競争入札の実施

物品等の売却について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により公告する。

令和元年12月27日

富山県知事 石 井 隆 一

### 1 入札に付する事項

- (1) 売却物品等の名称及び数量  
貨客兼用車（富山45て4088） 1台
- (2) 売却物品等の機能、性能等  
入札説明書による。
- (3) 引渡期限  
令和2年3月6日
- (4) 引渡場所  
入札説明書による。

### 2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 入札日までに富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第86条第3項の規定による競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (3) この公告に示した売却の条件及び義務を確実に履行し得る者であること。

### 3 競争入札参加資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の入札参加申込書を当該入札参加申込書の提

出期限までに、4の(1)の機関へ直接持参するか又は郵便（4の(3)の提出期限までに必着とすること。）により提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。競争入札参加資格の確認を受けない者は入札に参加することができない。

#### 4 入札参加申込書の提出場所等

(1) 入札参加申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先（この公告に関する事務を担当する室課の名称）

〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号

富山県出納局総務会計課用度管理係

電話 076-444-3423、3424（直通）

(2) 入札説明書の交付方法

令和元年12月27日から令和2年1月15日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。）の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで、前記(1)の場所において希望者に無料で交付する。

(3) 入札参加申込書の提出期限

令和2年1月22日 午後5時15分

#### 5 入札書の提出方法

直接持参する方法とする。

#### 6 入札及び開札の日時、場所等

(1) 入札及び開札日時

令和2年1月29日 午前11時00分

(2) 入札及び開札場所 〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号

富山県出納局総務会計課入札室

(3) 開札は入札に参加する者の全員の立会いのもとで行う。

#### 7 入札保証金に関する事項

入札説明書による。

#### 8 契約保証金に関する事項

入札説明書による。

#### 9 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

- (1) この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) この公告に示した入札に参加する者に求められる義務を履行しなかった者のした入札
- (3) その他入札説明書に示した無効の入札の条項に該当する入札

#### 10 入札の方法

落札金額は、入札書に記載された金額とするので、消費税及び地方消費税を含めた総額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）で記載すること。

#### 11 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出した者のうち、予定価格以上の価格で最高の価格をもって入札したものを落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。
- (3) 入札の結果、落札となるべき入札をした者がいないときは、直ちに、再度の入札をすることがある。

#### 12 その他

- (1) 契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとする。
- (2) 入札書及び入札に係る書類並びに契約書及び契約に係る書類において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨による表示に限る。
- (3) その他詳細は、入札説明書による。

### 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦



覧に供する。

令和元年12月27日

富山県知事 石 井 隆 一

1 店舗の名称及び所在地

イオンモール高岡 高岡市下伏間江383番地

2 店舗を設置する者 イオンモール株式会社

3 変更事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人  
にあつては代表者の氏名

(変更前) イオンリテール株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1

代表取締役 岡崎 双一 ほか67

(変更後) イオンリテール株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1

代表取締役社長 井出 武美 ほか104

4 変更の日 令和元年11月15日

5 変更の理由 小売業者の退店及び出店等変更のため

6 届出の日 令和元年12月19日

7 縦覧場所 富山県商工労働部商業まちづくり課

8 縦覧期間 令和元年12月27日から令和2年4月27日まで

9 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を  
有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、  
縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部商業まちづくり課に提出することがで  
きる。

(1) 氏名及び住所（法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）

(2) (1)の事項の公表の可否

(3) 当該店舗の名称及び所在地

(4) 意見及びその理由

